

第2回 河川整備計画検討委員会 議事要旨

日時：平成26年11月11日(火)11:30~12:10、場所：益田合同庁舎 会議室

出席者：別添出席者名簿のとおり、傍聴者：なし

報告事項 (1) 委員会設置要綱第3条(委員構成)の変更 (資料-1)

議 事 (1) 関係法令の改正に伴う河川整備計画の変更について(資料-2)

(2) 今年度の策定スケジュールについて (資料-3)

質 疑

[議事 (1)]

- ・ オオキンケイギクの駆除について、地域住民がボランティア等で草刈をする場合にも、根をつけたままの防除等は規制の対象となるか。
→法令上は住民が行う駆除でも規制の対象となる。種子や根があるままで生きたままの運搬について規制がかかるので、根から引き抜いて運搬はしない場合や種子がない時期に茎から切る行為は規制対象とならない事から影響は少ないと考えているが、あわせて環境部局と協議したい。
- ・ 草刈と地域組織は関係が深く、防災上の事を考えても出来るだけ地域住民の手で除草活動を広げることが望ましく、地域活動にマイナスの影響がないようにすることが必要。
- ・ 特定外来生物は、一般住民にとっては見て特定するのが難しいと考えるが、これらをどう周知をしていくか。
→環境省が「特定外来生物同定マニュアル」を作成してHPでも公表している。ただ、種類も多く一般の方が見て判別するには専門性も高い。河川だけの取り組みでは困難であり、周知についても今後の環境部局との協議で話をしたい。
- ・ 河川情報の提供について県の関係者が説明する場があると良い。公民館活動との連携が効果的で、役員数人に対してでも良いので説明したほうがよい。高齢者はITになじみにくい。
→頂いたご意見を参考に具体的な表現を盛り込むことを検討したい。
- ・ 公民館との連携は有意義と考える。那覇空港では持ち出し禁止の生物を掲示している例もある。住民の目に付くところに情報をだす事が重要で、特定外来生物についてもあわせて公民館との連携を検討すると良い。

(総括)

今後の検討事項はあるが、説明の大きな考え方・方針として委員会として了承されました。

[議事 (2)]

質疑応答なし